

特別な事情による返還猶予の審査対象者個票

審査番号 1, 2	
特別な事情 () A-1 (検討期間不足：説明時期), A-2 (検討期間不足：家庭等の事情)	考慮すべき背景 () b (第三者情報)
(これまでの経過) 平成21年9月に保証人と面談を行ったが、その際に保証人から「返還の必要はないと行政から聞いている。また、親族が団体役員であり、免除申請をするかどうかは相談してから決めたい。」との申立てがあった。 その後、保証人は<u>仕事と別宅の親族の介護のため連日の帰宅が深夜になるなど多忙な状態</u>が続き、担当者が数回（土日を含む）訪問したが十分な面談を行うことができなかった。 <u>平成22年6月になってようやく保証人としっかり面談することができたが、この間の事情を伺ったところ、周りの者からは手続を進めなくても最終的には京都市が解決してくれると言われたことや、仕事が終わってから別宅にいる親族の介護に毎日通っていたためくたくたになり、しっかり考えることができなかった</u>とのことである。 その後、改めて制度の変更について説明を行った結果、ようやく理解を示していただいた。平成21～25年度の5年分の返還免除申請がなされ、既に免除の決定を行っている。	

※ 審査番号1の借受者及び2の借受者は兄弟姉妹関係にあり、同一の事情による返還猶予の対象者である。

※ 日時、保証人及び連絡対象者の借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

審査番号 3, 4	
特別な事情 ()	考慮すべき背景 ()
A-1 (検討期間不足：説明時期), A-2 (検討期間不足：家庭等の事情)	b (第三者情報)
(これまでの経過) 平成21年6月に連絡対象者宅に不在のため制度変更の説明文書を投函したところ、「<u>保証人が、自分が保証人になっていたことを初めて知った。立腹し、家庭内で騒動となっている。</u>この状況ではとても冷静に話を聞くことはできないので事態が沈静するまで時間が欲しい、また今後の連絡は書面で行って欲しい。」との連絡があり、面談による説明は行えなかった。 その後、<u>何度か接触を試みたが、家庭内の事情は変わらず</u>、面談に至らなかった。 <u>平成22年9月に、平成22年度の返還免除の説明文書を投函すべく訪問したところ、連絡対象者と面会でき、玄関で現状の報告等を手短に行った結果、後日面談を行うこととなった。改めてお詫びと制度の変更について説明を行った結果、ようやく理解を示していただき、平成21～25年度の5年分の返還免除申請がなされ、既に免除の決定を行っている。</u> また、この間の事情を伺うと、「対応しない方が得策である。」「かかわるな。」といった<u>行政に否定的な考えをもつ知人の意見に従っていた</u>とのことである。	

※ 審査番号3の借受者及び4の借受者は兄弟姉妹関係にあり、同一の事情による返還猶予の対象者である。

※ 日時、保証人及び連絡対象者の借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

審査番号 5	
特別な事情 ()	考慮すべき背景 ()
A-1 (検討期間不足：説明時期)，A-2 (検討期間不足：家庭等の事情)	(その他)
(これまでの経過) 平成21年7月から、<u>借受者の親族に接触し保証人への連絡を依頼し、何度も訪問するも、保証人からの連絡はなく、進捗が見られなかった。</u> 同年11月、住民基本台帳の調査により<u>保証人の居所が判明したため訪問したところ、保証人は別の場所に居住しているとのことであったので、家人に保証人への連絡を依頼し、何度も訪問するも、保証人からの連絡はなく、進捗が見られなかった。</u> <u>平成22年3月になってようやく保証人から連絡があり、4月になって初めてお詫びと制度変更の説明を行い、保証人には制度変更について理解していただけた。しかし、申請に必要な資料を取るため保証人から借受者に話をさせていただいたところ、借受者が話の進め方(借受者を差し置いて保証人と話を進めたこと)について激高し、保証人から状況が落ち着くまでは接触しないよう依頼された。</u> その後、7月になって、ようやく借受者本人に直接面談することができ、平成21年度以降の免除申請について前向きに検討するとのことであったが、現在のところ申請書の提出はなく、返還を求めていることになる。	

※ 日時、保証人及び連絡対象者の借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

審査番号 6	
特別な事情 ()	考慮すべき背景 ()
A-1 (検討期間不足：説明時期)，A-2 (検討期間不足：家庭等の事情)	(その他)
(これまでの経過) 平成21年8月に保証人と面談し(別の親族1名も同席)，免除申請の方法等について説明したが反応がなく，理解できていない様子であったため，<u>その後何度も訪問したが，不在で会うことができず</u>，返還免除の申請もなかった。 平成22年8月になって，面談日を当方から指定する等従来より踏み込んだ内容のメモを投函したところ，借受者の別の親族(初回の面談時に同席していた者)から電話があり，<u>後日に改めてその親族も同席のうえ面談することができた</u>。制度について理解を示していただき，平成21～25年度の5年分の返還免除申請がなされ，既に免除の決定を行っている。 その面談において事情を聞いたところ，親族から「<u>保証人は事情があつて来客があつても滅多に出ない。</u>」「メモを見た保証人から私に相談があり，初めて何の対応もしていないことを知ったので，直ちに面談するように指示した。」等の話があつた。	

※ 日時，保証人及び連絡対象者の借受者本人との続柄，個人的事情の詳細等につきましては，プライバシーに配慮し記載を省略しております。

審査番号 7	
特別な事情 ()	考慮すべき背景 ()
A-1 (検討期間不足：説明時期)	a (行政不信等)
(これまでの経過) 平成21年7月に保証人と面談したが、「奨学金は給付であり、今まで返還の必要はないと言っていたのに話が違ふ。周りの者も皆返還はしないと言っている。」とのことで、以後、担当者が訪問しても面談には応じていただけなかった。 平成22年5月になって担当者が替わり、訪問したところ、6月になってようやく説明を聞いていただけるようになった。制度変更についても一定の理解をいただき、平成21～25年度の5年分の返還免除申請がなされ、既に免除の決定を行っている。 なお、この間の事情を聞くと、「当初返さなくてもいいと伝えられていたはずの奨学金等の返還を求められたことに不満を感じていた、最近になって周りの者から納得はしていないがとりあえず免除制度は利用しているとの話を聞いたことから、一度京都市の説明を聞きたいと思っていた。」とのことであった。	

※ 日時、保証人及び連絡対象者の借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

審査番号 8	
特別な事情 ()	考慮すべき背景 ()
A-1 (検討期間不足：説明時期)	a (行政不信等)
(これまでの経過) 平成21年5月に保証人と面談したが、「平成15年度以前貸与分の奨学金は給付と説明されており、今まで返還の必要はないと言っていたのに話が違う。平成16年度以降の奨学金のみであれば免除申請でも返還でも行う。」とのことであり、平成15年度以前の貸与分を含めての免除申請は行わないとして、以後、<u>担当者からの面談及び連絡を拒否したため、具体的な説明ができなかった。</u> その後、他の親族を通じて保証人に対して京都市の話を聞いていただくよう説得したところ、<u>平成22年8月に改めて保証人と面談できることとなった。</u>その結果、一定の理解を示していただき、免除申請をしていただけることとなり、平成21～25年度の5年分の返還免除申請がなされ、既に免除の決定を行っている。 なお、この間の事情を聞くと、「<u>一方的な制度の変更に不満を感じ、免除申請の話を詳しく聞こうという気持ちになれなかった。</u>」とのことであった。	

※ 日時、保証人及び連絡対象者の借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

審査番号 9, 10	
特別な事情 ()	考慮すべき背景 ()
A-1 (検討期間不足：説明時期)	a (行政不信等), b (第三者情報)
(これまでの経過) 平成21年6月に連絡対象者に面談し、お詫びと制度変更の説明を行った結果、一定の理解を示していただけたため、申請期限が近付けば改めて話をする事としていた。 ところが、平成22年1月に免除等の申請について具体的な話を進めるため連絡をとると、制度の変更に納得がいかず、<u>京都市の過去の対応に対する強い不信感がある</u>とのことで、<u>説明を聞いていただけなくなり</u>、以後、何度か訪問するも連絡はなかった。 その後、平成22年7月に入って連絡対象者から制度について再度詳しく聞きたいとの連絡が入り、具体的な説明を行ったところ、内容を理解していただけたようだった。<u>この間の事情を伺ったところ、近縁者に制度変更に反対する者がおり、免除を受けても結局は返還を求められるだろうとの誤った情報を得ていた</u>とのことである。 なお、平成21年度返還分については、審査番号10は平成23年度までの猶予申請がなされ、既に猶予の決定を行っており、審査番号9は今後返還手続きに応じていただく予定である。	

※ 審査番号9の借受者及び10の借受者は兄弟姉妹関係にあり、同一の事情による返還猶予の対象者である。

※ 日時、保証人及び連絡対象者の借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

審査番号 11, 12	
特別な事情 ()	考慮すべき背景 ()
A-1 (検討期間不足：説明時期)	a (行政不信等), b (第三者情報)
(これまでの経過) 平成21年8月に連絡対象者と面談し、お詫びと免除制度の内容について説明をした。その後、保証人に説明を行ったところ、「制度改正には納得できない」として十分に説明を聞いていただけず、<u>その後も何度か訪問したが、いつも門前払いで十分な説明ができなかった。</u> 平成22年度になって担当者が替わり、何度か訪問したところ、<u>同年8月になってようやく説明を聞いていただくことができた。</u>制度の変更についても一定の理解をしていただき、平成21～25年度の5年分の返還免除申請がなされ、既に免除の決定を行っている。 なお、この間の事情を伺うと、「<u>知人から返す必要はないとの話を聞いた。</u>」「<u>京都市の地区に対する施策や今回の制度の一方的な見直しに不満を感じていた。</u>」とのことであった。	

※ 審査番号11の借受者及び12の借受者は兄弟姉妹関係にあり、同一の事情による返還猶予の対象者である。

※ 日時、保証人及び連絡対象者の借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

審査番号 13	
特別な事情 ()	考慮すべき背景 ()
A-1(検討期間不足：説明時期)，B(制度の不理解)	a(行政不信等)
(これまでの経過) 平成21年5月に保証人と面談したところ、「借受者本人と直接話して欲しい。」と言われたため、以後は借受者宅を複数回訪問したが、不在により面談できない状況が続いた。<u>平成21年11月</u>になってようやく借受者と面談できたが、「<u>これまでの説明と話が違う。納得できない。</u>」と言われ、<u>以後、担当者が訪問しても面談には応じていただけなかった。</u> <u>平成22年7月</u>になって、本奨学金の返還対象者で返還に理解を示していただいた借受者である知人の働き掛けにより<u>同月中に面談することができた。</u><u>改めてお詫びと制度の説明を聞いていただいた結果、制度変更についても一定の理解をしていただいた</u>うえで、平成21～25年度の5年分の返還免除申請がなされ、既に免除の決定を行っている。 なお、この間の事情を聞くと、「京都市の説明に対して、<u>まず金を返せという姿勢であるという印象を持てしまい、話を聞こうという気持ちになれなかった。</u>」「<u>免除といっても、結局は返さなくてはいけないものと考えていた。</u>」とのことであった。	

※ 日時、保証人及び連絡対象者の借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

審査番号 14	
特別な事情 ()	考慮すべき背景 ()
A-1(検討期間不足：説明時期)，B(制度の不理解)	a(行政不信等)
(これまでの経過) 平成21年5月から保証人と面談するため何度か訪問したが不在であり，平成22年1月になってようやく保証人と会えたが，保証人から「<u>手続をしたのは別の親族だから，その者に直接話して欲しい。</u>」と言われたため，同日にその親族と面談を行った。そこでお詫びとともに返還額を提示したところ，「<u>そもそも奨学金は給付であり，今まで返還の必要はないと言っていたのに話が違う。納得できない。</u>」とのことで，以後，<u>担当者が訪問しても面談には応じていただけなかった。</u> <u>平成22年度になって担当者が替わり，上記親族の家に何度か訪問したところ，同年7月になってようやく説明を聞いていただけるところになった。</u>制度変更についても一定の理解をしていただいたうえで，平成21～25年度の5年分の返還免除申請がなされ，既に免除の決定を行っている。 なお，この間の事情を聞くと，「<u>京都市の説明に対して，まず金を返せという姿勢であるという印象を持ってしまい，話を聞こうという気持ちになれなかった。</u>」「<u>免除とはどういうことか理解ができなかった。</u>」とのことであった。	

※ 日時，保証人及び連絡対象者の借受者本人との続柄，個人的事情の詳細等につきましては，プライバシーに配慮し記載を省略しております。

審査番号 15	
特別な事情 ()	考慮すべき背景 ()
A-1 (検討期間不足：説明時期)，B (制度の不理解)	a (行政不信等)
(これまでの経過) 平成21年12月に，借受者及び保証人と庁内で面談を行い，お詫びと制度の説明を行ったところ，「納得はできない。一度帰って考える。」とのことだった。 <u>その後，何度も訪問したが，不在であり，申請方法等の具体的な説明を行うことができなかった。</u> <u>平成22年8月</u>になって督促状を郵送したところ，ようやく保証人と面談することができた。面談の翌日には保証人が必要書類等を持参され，平成21～25年度の5年分の返還免除申請がなされ，既に免除の決定を行っている。 その際に事情を伺うと，「<u>最初の面談であまりにも多くの説明を受けたため，何が必要なのか理解できなかった。</u>」「<u>何度か来ていただいていたが，忙しく，対応しなくても不利になるとは思わなかった。</u>」「<u>今後訴訟の対象になると知って驚いた。</u>」とのことであった。	

※ 日時，保証人及び連絡対象者の借受者本人との続柄，個人的事情の詳細等につきましては，プライバシーに配慮し記載を省略しております。